高齢者虐待防止のための指針

本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

１．本指針の目的

本指針は、本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が行う事業の運営にあたり、高齢者虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利擁護と、サービスの適切な利用を支援することを目的とする。

２．高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者虐待は人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努める。

３．虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、若しくは正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（２）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（３）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（４）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

（５）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、（１）から（３）に掲げる行為と同様な行為の放置など養護を著しく怠ること。

４．虐待防止委員会その他事業所内の組織について

事業所では虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止担当者（以下「担当者」という。）を置くものとする。

（１）委員会の設置に関しては、「社会福祉法人本庄市社会福祉協議会虐待防止に関する要綱」及び「社会福祉法人本庄市社会福祉協議会虐待防止委員会設置要綱」（以下「要綱等」という。）に沿って設置し、運営するものとする。

（２）担当者は、事業所の管理者とする。

（３）委員会は年１回以上開催するものとする。

（４）委員会では、要綱等に基づき次のことについて協議する。

・職員の虐待防止意識の向上及び知識の周知
・虐待防止のための体制や環境の整備
・虐待の予防、早期発見・早期対応についての対策
・虐待が発生した場合の検証や再発防止策の検討
・その他、虐待の防止に関する事項

５．虐待防止のための職員研修

職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を行う。

（１）研修は年１回以上実施する。また新規採用時にも研修を実施する。

（２）職員研修の実施は、虐待防止に関する外部研修への参加に代えることができることとする。

（３）実施した研修内容（研修資料・出席者）の記録と保管を行う。

６．虐待またはその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法

事業所は、虐待等の発生を把握した場合、次のとおり対応する。

（１）虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処することとする。

（２）緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の人権と生命の保全を最優先する。

７．事業所内で虐待等が発生した場合の時の相談・報告体制

事業所では、虐待防止に関する措置を適切に行うため、次のとおり対応する。

（１）職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者に速やかに報告し、担当者は市に通報を行う。
（２）担当者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った職員に事実確認を行う。
（３）事実確認の結果、虐待等の事象が事実であった場合は、虐待等を行った職員に対応の改善を求め、必要な措置を講じる。
（４）担当者は、虐待等に関する報告を受付けた時には受付記録を作成し、その後の対応についても時系列に沿って記録を作成する。
（５）担当者は、虐待等に関する記録を委員会に提示し、当該事象の検証、再発防止策について協議を行う。

８．成年後見制度等の利用支援

利用者及びその家族に対しては、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、適切な相談窓口への案内等の支援を行う。

９．虐待等に係る苦情解決

（１）虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が相談を受け付け、事務局長に報告する。
（２）受け付けた苦情相談の内容については、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。
（３）苦情相談への結果は、その経緯と対応について相談者に報告する。

１０．指針の閲覧

本指針は常時閲覧可能とし、事業所の事務所等に備えることとする。また事業所ホームページにも公開する。

１１.その他虐待防止の推進について

本指針で定める研修や外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附　則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。